岩見沢市介護保険住宅改修費受領委任払い制度に係る同意書

年 月 日

岩 見 沢 市 長 様

(申請者) 住 所

事業者名称

代表者氏名

岩見沢市の介護保険住宅改修費受領委任払い制度に関して、事業者の登録及び受領委任の取扱いの届出を行うにあたり、下記の各事項について同意します。

記

- 1 介護保険法(平成9年法律第123号)第45条第1項の規定に基づく、平成11年3月31日厚生省告示第95号に定められた介護給付費の対象となる住宅改修(以下「住宅改修」という。)の提供に関しては、関係法令、通達及び岩見沢市の要綱等を遵守すること。
- 2 住宅改修にあたっては、必要に応じて岩見沢市、居宅介護支援事業者等との連絡調整に努めること。
- 3 住宅改修にあたっては、居宅要介護被保険者等の立場に立ってサービス提供に努めることとし、他 の利用者との公平性の確保に努めること。
- 4 住宅改修及び受領委任に関して岩見沢市から必要な指示があった場合は、誠意を持って対応すること。
- 5 不正な手段により事業者登録を届け出た場合、不正な保険請求があった場合又は住宅改修に関して 誠実に履行できていないと市長が判断した場合に市長が当該登録を取り消しすることについて、了承 すること。
- 6 登録事業者として登録されている期間中、市長が登録事業者としての資格を確認するために、市税の納付状況について調査することに、了承すること。
- 7 要介護被保険者等からの苦情又は相談があった場合は、誠意をもって対応すること。また、当該事業所において処理し得ない内容については、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を要介護被保険者等の立場に立って検討し、対処すること。
- 8 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護等被保険者の生命・身体・ 財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護等被保険者に対してその損害を賠 償すること。
- 9 事業所の職員又は職員であった者に対して、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持させること。